



~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（木下康一君） 日程第1、一般質問を行います。

現在、久山町議会では、一般質問を一問一答方式を試行的に採用しています。

では、順番に発言を許します。

6番佐伯勝宣議員。

佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 私は、今回2問質問いたします。

まずその前に、私佐伯勝宣は、来る10月16日投票予定の久山町長選挙に立候補することを、ここに表明いたします。平成28年9月5日久山町議会議員佐伯勝宣。

では、2問行きます。

まず、最初に1問目、久保橋架け替え工事と入札について。

経緯を説明いたしますと、これは平成27年9月、7社による久保橋架け替え工事下久原、これが行われて、高尾工業が3,553万円だったかで落札して、これは下部工事を請け負うようになったと。そして、平成27年10月より工事着工ということでしたが、平成28年4月末、これは高尾工業の破産が明らかになったと。もう名前は言っているいいですね、インターネットで出てますし、具体的な名前を言っていきます。もし、差しさわりがあるようだったら、後AとかBとかへ振りかえてください。差しさわりはないはずで、高尾工業の破産が明らかになったと。

そこで、弁護士を入れて破産手続に入ったということで、ちょうどそれを4月末把握しておいたということで下部の工事の期限が5月末までということで、それで國崎組に後を託すことになったということで、町のほうには保証会社2社とそれぞれ前払い金保証、契約保証の2つの入金が入る予定ということでございまして、額が決まり次第、追加補正を議会に上程する、そういうことを担当課のほうから聞いております。

そこで、質問でございますが、これは本当に我々にとって、議会にとって寝耳に水だったんですけれども、まず1問目、工事指名競争入札の落札業者破産から請負業者の交代までの経緯と法的な対応等、現況はどうなっているのでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） この件については、まずほかに4つほどお聞き、質問が出ているようですので、一連の関係がございますので、その経緯等について田園課長のほうから回答させたいと思います。

○議長（木下康一君） 實淵田園課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） それでは、お答えいたします。

久保橋の下部工法築造工事の一連の経緯につきましては、平成28年4月26日に請負業者の代理人弁護士より平成28年4月25日付で事業活動を停止し、破産という申し立て手続を受理することになったという旨の連絡がございました。それを受けまして、代理人弁護士と協議を行い、工事の続行はできないことが確認され、平成28年4月28日付で請負業者のほうから工事続行不能届が提出されております。

それに対し、町から平成28年5月2日付で請負工事契約解除を行いました。また、同日に関係者でございます請負業者の代理人弁護士、それから前払い金の保証会社、それから履行保証機関、そして久山町の4者により協議を行い、現場の状況は、河川の護岸を壊した状態でありましたので、このまま放置しておきますと、雨の状況等により災害につながるおそれがあり、一日も早い工事の再開を進めることを4者で確認しております。これに伴いまして、同日に護岸部分の出来高の確認を4者で行っております。

以上の状況を踏まえまして、当初工事の残工事分であります久保橋の下部築造工事を、平成28年5月6日に別の業者のほうと随意契約を締結いたしまして、施工状況といたしましては護岸部分を5月末に完成しております。

以上でございます。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 結構です。

では、2問目行きます。

5月末期限の残りの下部工事を請け負う業者を決定するに至った具体的な手続内容とその法的根拠は。

これは、國崎組が請け負っているということでございますが、それに至るまでは具体的にいうと、なぜ國崎組でないといけないのか、差しさわりのあるんだったらB社というふうにしますけども、なぜB社じゃないといけないのかというようなことは、やっぱりこれは示さなければいけない。例えば、当初の高尾工業、A社と置きかえてますが、A社の契約内容にもしものときは、こういうことでB社の請負というような契約がある、そういったものがあるのであれば、スムーズにいくと思うんですが、何かその経緯があると思うん

です。その辺をお答えください、どうなのか。

○議長（木下康一君） 田園……

（6番佐伯勝宣君「いいです」と呼ぶ）

佐伯議員いいですか。

（6番佐伯勝宣君「あれ町長じゃないですか」と呼ぶ）

（町長久芳菊司君「いいですよ」と呼ぶ）

町長。

○町長（久芳菊司君） 請負契約するときに、あらかじめ次の業者という形ではとっていません。そのための工事がうまくいかなかったときの保証契約を民間会社のもとでたっているわけですから、緊急事態になったので、町の指定業者さんの中から適正な業者ということで随意契約を行っている。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） では、質問をする前にちょっと補足ですが、今回別にこれを町長に対してとやかく言うことじゃないんですが、これは途中できちんと議会に対して説明するべきじゃなかったかなと思います。

というのはやはり、業者の破産ということはめったに起こることじゃないですし、この報告の義務、これは5,000万円以上の工事じゃないから議会に報告義務がないとかいう、そういった理由もあるのかもしれませんが、やはりめったに起こることじゃないから、これは議会としてはチェックしなければいけない。

ですから、手続も含めてきちんとそれがなされているのかどうか、一旦関係者のヒアリングといいますか、この場合は町長、こういう工事入札の場合は、ある糟屋郡の詳しい方に聞いたら、副町長がこれ何か主にやっているということで。立ち会いのもと全員協議会で、まずヒアリングをやって、ああそういうことですかということで納得してから次の業者、國崎組なり、また決める方向でいくべきじゃないかなというのが1点。

そしてもう一つは、次の業者を決める場合というのは、最初の保証会社、契約結んでいきます、この保証会社が決めるというふうに、私聞いたんです。というのは今回の件について、私も入札のことは知識がないからインターネットで各自治体の要綱なんかをネットで見ました。詳しくネットで出たのは、ヒットしたのが神奈川県寒川町、これは人口4万7,000人ぐらいの町ですが、久山よりも大分大きいですが、あとは山形県の朝日町、これは7,300人、久山よりちょっと少ない、そういった要綱を入手しまして、あと実際に神奈川の寒川と山形の朝日町に電話をかけて担当者に聞いたんです。そうしたら、こういうことは保証会社が決めます。だから、町がどうこうというのはどういうふうに行っているの

かなと。だから、その辺を、なぜ國崎組が請け負うんだらうか、その辺を教えてください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） よその自治体は知りませんが、そういうことが規定されているわけではないと思いますけれども、まず当然、保証会社と町と、それから当初の業者の法定代理人の方と3者協議して、そういう手続は進めていっております。

それから、議会の承認とか、その報告とかいうことですが、これはあくまでも執行における中で事態が起きたわけですから、町の契約に基づいてその後処理というのは当然町のほうでやっています。

ただし、これは議会の議決事項でも何でもありませんので、金額的に変更分は。各委員会等では、課長のほうから経緯については報告をしていると思います。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 確かにそうです。報告義務はないのかもしれませんが。実際に、山形の朝日町の担当者も、何かそういうふうなことをおっしゃっておられました。

しかし、やはり我々議会というのはチェック機関であり、何度も言っていますが、破産というのはめったに起こることじゃない。ですから、神奈川の寒川町、そして山形の朝日町に破産の場合はどうなのかということを、これ私チェックしましたが、出ていない。実際に電話して担当者に聞いても、ううんと、うなっておられました。やっぱりちょっと経験がないんでしょう。そういった経験がないことが久山町で起こった。

しかも、これは、工事は下久原だけの懸案事項じゃない、この久保橋、これは町の懸案事項である、そういう意味では業者、9月末までに決めなければいけないということでしたら、決めた直後でもいい、こうこうこういうことやったということで、説明して、今後このことも、方向も説明してしかるべきだったと思います。

というのは、やはりこれ、終わった後やったら全部片づいてしまっている。例えばです、我々が事故の処理とかをチェックする仕事だったとします。チェックしなきゃいけないのに、もう全部片づいたよと、きれいになった後で、後こうこうこうで大丈夫でしたとか言われても、口頭で言われても、それ困るんです。といいますのは、資料が我々議会に一枚も出てない。ですから、時系列で、やっぱり簡単なメモでもいいから、名前が出せないんだったら、A社、B社、C社というふうにしてから、そういうふうの説明するのがこれは当然だと思います。

今後、補正予算。6月の議会に、本当はこれは最後の日に上がってくるはずだったけど、上がってこなかったということもあるんですが、それに至るんだったら、資料は見な

いといけない。そういったことも含めて、これは考えてみて5月中に議会に説明する機会を作らなければいけなかったんじゃないかと思いますけれども。

そしてもう一つ。

入札が絡んでいますから、こういう我々議会も要綱を見ながらこれをチェックしなければならない。だから、何をチェックしていいかわからない。ひょっとしたらこれ何かあるのかもしれない。そんなことはないと思いますけど、それをチェックするのが我々議会の役目だと。

例えば、ほかの自治体、福岡市とかこういう場合は決めてたんですよ。破産した業者、請け負った業者、町、自治体です、3者とも得をするやろか。要は、破産するのを知ってわざと請負、落札させるといふか、3者とも得をするようなパターン、要は自治体も保証金が入ってくる。そんなことはないにしても、早い段階で状況を聞いて、どうなんですかということ副町長なりヒアリングしておけば、ああそうかと。じゃあ後のことを頼むということで、それ何もこれ勘ぐる必要ないと思うんです。そのことを私は言っているんですけど、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 勘ぐるとか、そういうことが一切できるような事態では、今回のはですね。

ただ、請負業者さんが破綻という異常な事態になったので、工事が河川工事の橋の下部工のところに突っ込んでいます。しかも、雨季が近づいているということで、下部の工事ももう既にやりましたので、護岸なんです。これは緊急事態だから、当然執行部の権限の範囲内で、当然やるべきことであって、これが予算に大きな影響を与えとか、町の負担が大きくなるかということであれば、当然すぐに議会のほうにお諮りしてやるべきだと。

だけど、状況としては、そういう保証契約をやっているわけですから、きちっとその後を受け継ぐ業者を保証会社あたりと協議して、また最初に受けた業者さんともそれを理解してもらって、一旦そこで前請負業者との工事契約はそこで終了して、新たに次の引き継いでくれる会社との契約、これはまた新しい契約になるわけですから、それによって増減が出た場合は、保証会社がきちっとそれを払うという条件で話をつけて、雨季に入って河川に被害が出ないように、早急な手続をした後に、議会のほうには報告をさせていただいたと思っています。

ですから、勘ぐりとか、何かこの業者破綻の工事によって、工事がスムーズにいかなかったとか、それによって金額に、町の金額の予算の中に何か増減が生じたということは一切ないわけですから、議員がおっしゃるような、そういうことは何も我々は考えておりま

せん。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） わかりました。

今の言葉を早く聞きたかったなど、町長自身の言葉で。ですから、全員協議会で出席されて、今の言葉を早くおっしゃっていただけたら、私もそのままいったと思いますが。

次に行きます。

3番。町への保証会社からの保証金の入金金額と金額確定の基準は、とありますが、今回も上がっていました、あれは259万円ですか。これも一部だと思います。まだ全部確定していないのでしょうか。どういうふうになっているのか、教えてください。

（町長久芳菊司君「課長のほうから説明」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 實淵課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 保証金につきまして、お答え申し上げます。

保証内容につきましては、債務不履行により生ずる損害金に対する支払い保証になっております。このことにより、本来であれば不用でございます今回の不履行によって発生した支出分といたしましては、最初の請負業者との契約金額4,450万5,120円、それに今回の請負業者でございます契約金額1,350万円足したもので、これから既に当初の請け負う業者の完了した分3,365万7,120円、これを引いた金額259万2,000円、これにつきまして保証会社のほうから保証をしてもらうような形になります。

ちょっとわかりにくいと思いますが、当初部分でそのまま行いました金額から、2つに工事が分かれまして、それに伴います諸経費が上がっております。その諸経費が上がった分が保証の対象になっているというふうなことでございます。

以上です。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） この259万円で全てなんでしょうか。2つの保証会社からということでしたけど。6月議会の末に、最終日に上がってくるかもしれないということでしたけど、こういった金額が上がってくる場合は、今回みたいに最初から上がるのが望ましい。もし、6月議会最終日に上がってきたら、何にもそれまで資料なくて、いきなり金額だけき来て、その日のうち、1時間もしないうちに採決ということになっていた。それは避けたい。やはり早いうちに議会に資料を提出してもらって金額なり、それでしっかり吟味して、賛成、反対という表明をしたいですから、その辺を担当課としても資料提供を含めて、そしてまた早目に対応いただきたいと思います。

259万円で全てかどうか、それも含めてお願いします。

○議長（木下康一君） 實淵課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 259万2,000円で全てでございます。

そして、この金額につきましては、保証会社のほうといろいろ協議をやりまして、最終的に額が決まって、それから入金になっておりますのは8月でございます。

以上です。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） なかなか、これまで6月議会の経緯でしたら町民に見えない議案になっておりましたので、その辺もまた十分、その辺ですね、町民に我々が説明できるように、議会として説明責任を果たせるような形で資料提供と説明、そして十分な吟味の時間、与えていただきたいと思います。

では、4点目。

今回の件で、入札業者の選定と入札にかかわる要綱の見直しなど検討する予定は。

というのは、久山町の要綱あるのかもしれませんが、インターネットで見た限りではごく簡単なものしか見せられないです。さっき言いましたように、ほかの自治体は割ときちんとしたものをを出しているところもあると。

やはり、こういったもの見たら破産に関するものってないんです。契約不履行というのはあるんですけど、破産というのもどうも当てはまらない。実際さっき言いましたように、2つの自治体、県外の2つの自治体に担当者に問い合わせても、ううんと、うなっていますから。ですから、こういうことでひょっとしたら何かそういった事前に防げるようなことができるのかと。

例えば、財務状況。なかなか破産というのは、県外の自治体の方に聞いてみますと、これは見抜けないと、これは仕方がないですねとおっしゃっていたところもありますが、どこか東京の区のほうが貸借対照表とそういったものを提出してもらっておけば、それはわかることだというようなことを書いていた文書を見たことがございます。そういうことで、もしものときといいますか、会社の財務状況、そういったのをある程度、町が把握できるような方法とかを検討してもいいんじゃないかということと、この要綱というのは作っているんですか。もし、作っていないということでしたら、きちんとこれを整備しておいたほうが私はいいと思うんです。その点、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員がおっしゃっている要綱というのは、どういうものか私はわかりませんが、本町は財務規則にのっとり入札関係の執行をやっています。

それから、破産業者をあらかじめ推定することは、これはどこにもできないわけで、そ

のために公共工事の入札の指名を受ける業者さんというのは、経営審査事項というのをきちっと受けておかなければならないということで、客観的にそういう経営状況とか経営規模、あるいはその会社が技術的な能力をどのくらい持っているかという、そういう経営審査事項というのがきちっと県や国で行われているわけです。

本町の場合は、県の経営審査事項を参照として、指名入札の願いを出された中でチェックしながら指定業者さんあたりを選定をしているところでございます。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） では、次に行きます。

2項目め、町の将来について。

私、4項目書いています。順番に行きます。

町政運営の諸課題のうち、以下の1から4について問うということ。

まず1つ目、毎回言っています、国土交通省のモデル住宅事業補助金。これは、会計検査委員から目的外使用というふうに指摘されまして1,984万円を国交省に返還したことについて。改めてこの件。不祥事でございます。町は事務的な過ちとおっしゃっていました。

そこで1、実際の町の損害と失った信用の大きさについて等、議会、町民へ釈明する必要があるのではないのでしょうか。

要は、町長が実際議会で言ったことと違いますもんね、これ。議事録も残っています。私は何度も言いましたが、県に確認したら、県は違うよと、こういうことだということをお教えくださった。その違い、なぜそういうふうに食い違いがあるのか、これはもう説明しなきゃいけないんじゃないかなということが、まず1点。

2点目、町長が国交省への誠意と謝意をあらわしたとされる日、日時と状況の特定。

これも町長、食い違っていますよね。宮内議員と一緒にいったということでしたけども、前にも言ったように、宮内議員の言っていることも非常にこれは曖昧で、町長が行ったとされる唯一の日程、これはとても行けるような状況じゃない。そういう中で、町長は答えてくれない。

しかし、このことについては今年の8月27日ですか、全員協議会で答えてください、特定してくださいということは、私ははっきり町長に念を押している。ですから、これはやはり答えなければいけないんじゃないかなということ。

そして、国土交通省が、町長と宮内議員と一緒に来たことはない、事実は確認できていないと住宅局が言っておる。これはやっぱり、町長はそんなことは重要なことじゃないと言っていますが、これは重要なことです、謝りに行ったかどうか。国交省は謝りに来て

いないと言っている。ちょっとこれは不機嫌、かなりこれは怒っていると。こういった状況を考えたら、きちんとこれは、はっきりさせなきゃいけない。そのことを問いたい。

3点目、やはり具体的な再発防止策を講じるのは当たり前です、これ。

1,984万円です。ほか余り例がない。目的外使用というのは、那珂川町が1,230万円ぐらいやっていますが、これは久山町の3分の2ですし、ほかにこういう、いわゆる不正転用の部類、そういった金額というのは島根県の奥出雲町が1億円という例外はありますけど、久山町より金額が高い転用、不正転用というのはネットで探し切れませんでした。

こういったことも含めて、担当者には口頭で済ませたというのは、これはおかしなことだと。具体的に文書で再発防止に努めないと、これはまたやってしまう。当たり前のことだと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） この件に関しては、今まで何度も佐伯議員の質問に答えていますので、基本的にはもう議事録を見てほしいと思っています。

モデル事業木子里の事業については、会計検査の指摘もあり、結果的に一部その補助金の返還をしましたけれども、その件に関しては、全て議会に報告し、審議し、また処分についても承認を得ているところでございますので、あとこのような答えを何度もしているわけですから、確認があれば議事録を見ていただきたいと思っています。

それから、2番目の国交省へ謝ったかどうかとかいう、これもこういう議論の場ですることじゃないと思いますけども、これについてもきちっと日時等も報告したと思います。国交省が来てないとかなんとか言うのは、それは担当者の分野での、国交省そのものが自治体から謝りに来てもらうとか、そういうことは考えてないという、そういう趣旨を言われてるわけですから、佐伯議員が行ってないとおっしゃるなら、そう思われても構わないし、私としてはこれが行ったかどうかちゅうのは、あれなんですけど、きちっと行っていますので。その分については、私のほうからはっきり言っておきたいと思います。

それから、3番目についてはこれも何度も申し上げました。

今回の場合は、確かに申しわけない結果になったんですけれども、それはその職員が事業に対して事務の過ちをしたとか、資金関係の不正なあれをしたとか、そういう補助事業そのものに対する問題は全部クリア、きれいにして完了検査まで受けたわけです。

ただ、これが特別な事業で、施設完了後の運用方法に条件がついていたということで、7年間はモデル事業として、地元の材を使った建物としてPRをするための施設ということで使うというのが条件に付されていたわけです。ただし、その間それだけなのかということを確認したときに、いや、併用しても構いませんよということでございましたので、

町としては社会的施設として、教育施設として、子供さんや母親のそういう集まるということによろしいですかということで協議はしておったんですけど。

それで、最終的に久山町が事業を行っていた子育て支援センター事業というのが、その杜の郷でやっていただいたんですけど、待機児童が増えて、その部屋の一角を開放せざるを得ない、保育施設として使用したいということでしたので、子育て支援事業を杜の郷から出して、急遽臨時的に健康交流センターといいますか、大国先生の横、隣の建物にしたんですけども、古い民家で雨漏りもあり、段差もあり、危険ということで、そういうのも重なってましたので、子育て支援事業を木子里のほうにすぐ持ってきた。これが占用じゃないかということで、そこら辺の考えは会計院の指摘があったわけでございますので、これは事務的な再発防止というよりも、その補助事業の、いわゆる条件つけられた趣旨というのを、しっかりやはり、これはもう解釈の違いといっても、もう通りませんでしたので、この辺を私自身も反省し、また職員にもきちっと周知をしたところでございます。

以上です。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 一見、何かきちんと説明したようで、全然説明していないんですけど。

あと、議事録見てくれというように町長おっしゃいましたが、その議事録が全然整合性がないというのはどう解釈したらいいんでしょうかね。

要するに、国そして県から補助にして使っていいよということをおっしゃった。しかも、これは私も確認しましたら、県は明らかに違うというふうに否定された。要は、モデルハウス、レスポアール久山の敷地内に造っていいか、ということを問われてきた、ああいいですよ。レスポアール久山に行った方が帰りに寄って、わいわい言うぐらいはいいですよ、ということ言われたんです。それがまた、全然町長が説明したと違う。それもまた、議事録に整合させてもらったらこれはわかりますけど。ですから、全然違うこと。

それやったらもう、それで目的外使用とか、それは当然責任はあるじゃないですか。要は、スピード違反はスピード違反というか。だからそれなりのきちんとしたことはやらなきゃいけない。別にペナルティーを負えということは、私全然思っていないですよ。ちゃんと、きちんと事実を説明してほしいということと、資料を全議員に渡してほしいと。私は会計検査院からマル秘の文書を公開してもらったんです、なぜか知りませんけど。

だから、今考えたら相当これは住宅局は頭にきとるんだなと。要は、住宅局に関しては、今回の件は遺憾でしたという1枚ペーパーしか来ていない。町長、謝りに来ていない

ということで。ですから、その件も含めて、これは2点目のことは言うております。

これはやはり重要なことですし、これで町長がまだ来ていないということに向こうは思っ言っていますから、これは久山町にとってはよくないことじゃないですか。

なぜ、私に具体的にその状況に行ったとおっしゃるんだったら、そのときの場面を説明しないとか、不思議でたまらないんです。25年6月に行かれました。このとき宮内議員と一緒にいったと、唯一の上京日程でしょう。このとき、昨年27年10月31日、久山温泉で宮内議員の国政報告会をやったときに、宮内議員が到着する前、町長が挨拶された。そのときの6月のときの描写を詳しくおっしゃったやないですか。菅官房長官、あちらと2日間にわたり交流があったこと、本当にあれは詳しく、そういつて詳しく2日間にわたる描写をおっしゃっていただいて、なぜ国交省に、この日に2日間の間には謝りに行ったことが思っ出せないのか、不思議なんですよね。しかも、時間的に無理がある。2日目の午後2時から砂防会館で会合があった、水道関係の、どう考えてもこれは行けない。だから、宮内議員の説明もちょっと矛盾していると。追求したら、宮内議員も次第にいらいらして、もう怒り出したという状況で。ですから、どう考えてもこれは違う。宮内議員が何か勘違いしておられるというように私にとってますが、となると町長は行ってないと。そこら辺はつきりしないと、これうそついたことになるんです。

一番大事なものは、国交省に対してきちんとしてくれということなんです。だから、あれだつたらもう一回コンタクトとつて誠意を示してもらいたい。そうすると向こう、怒つたままですよ。この事実をどうするか。

そして、3点目に係るのかな。

具体的な再発防止策とか、その前に、今回議案上がっています。私この前初日に、議会閉会直後、町長言いましたことに質問しますが、子育て支援センター設置及び管理に関する条例、これ今制定するということは、子育て支援センターができて6年半たつてやつとこの設置条例作るわけでしょう、公の施設の。今まで何しよつたかつていうたら、モデル住宅のままで子育て支援センターとして使つとつたということになる。でも、これは公の施設の設置に関しては地方自治法244の2、これに反することを実際やつとるんですよ。

国土交通省に1,984万円返還することが決まつてから、1年9カ月もたつているわけです。その1年9カ月の間もモデル住宅のまま使つとつた。今ごろ慌てて設置条例を作ろうとしている。それもやつぱりちょっとおかしい。

これも含めて、再発防止策を講じないかんとやないですか。私は、そういつたことも含めて言っているんです。

最後にしますが、あとこれ、当時の子育て支援センターが建つたときの町の広報紙なん

です。平成22年度子育て支援ということで今度オープンしますと、久山子育て支援施設（仮称）がオープンしますと。このオープンする時点で、もう子育て支援施設として位置づけているんですね、モデルハウスじゃなくて。

実はこれも含めて、これから考えたら幾ら町長がおっしゃっても、故意じゃなかったにしても、やったことは大きいんですよ、1,984万円。これはちゃんとしなきゃいけない。再発防止策、そして国交省にきちんと担当者に謝ってないんやったら、担当者に改めて謝ると。議会にもまた資料を出してもらいたいと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 佐伯議員のいろんな思いの中からいろいろ言っているから、全然私には伝わってこないんですけど、国交省が謝りに来ないとか、来てほしいとか言っているのなら、直接おっしゃってください。我々が国交省とやりとりしている中では、全くそれはありません。

また、国交省のある方に言ったときにも、我々としてはきちっとやったけれども、これは会計検査院の指摘事項ですから、我々がどうするということは言えませんけれども、補助事業に最終的には運用の面でこうなったからということで、その辺を私も地元議員さんと一緒に行ってお断りをしたということは、これはもう間違いありませんので、あなたが行っていないとか、行く時間がなかったとか言われても、それはあなたの推測にすぎないし、またこれについての議論をもうしようとは思ってはいません。

それから、子育て支援センターの今度条例を上げていますけれども、子育て支援事業のモデル事業というのは、大半はそういう木子里に占用していたということで、運用面での指摘がありました。

ただ、町としては子育て支援施設がなかったから、やむなくそこに使ったのは、ある意味やむを得なかったかなと思いますけれども、私としては規定の中の7年間は併用という形で考えていたんですけれども、それができなかったということがあります。

今度、公の施設の条例を上げさせていただいてますけれども、あれがその条件というのが7年間はまだモデル事業なんです。モデル事業、一部補助金はいただいているわけですから、モデル事業で建てた建物だから、7年間は今の現状のままの状態施設利用もしながら今日までやってきました。そして、来年の3月いっぱい、その7年間は終わりますので、条例を今回上げて、公布を来年の4月以降にしたいと考えています。

会計検査院の御質問にも、じゃあこれはこのまま子育て支援センターで町は使われるのですかということですので、これはもう使わせていただきますということは、はっきり申し上げているわけですから、それ以後はそういう子育て支援センターで使用をしてきたわ

けです。

条例的にはやはり、町で使っているものの、今言いました7年間というのは守るべきだろうということで、今回7年が切れることによって、町の公の施設としての施設運用をきちっと条例に位置づけてやっていきたいと思っています。

それから、対策もだからさきのほうで言ったとおりでございます。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 余り長くも、大分質問もありますから、ちょっとですね。

国交省、行った、行かんのは重要ですよ、町にとっては。それで、この話題に触れたくないみたいで、この前も私が聞いても結局だんまりを決め込んで、結局はそれで終わっちゃいましたけども、やっぱりこれは行っていなかったら、これはうそついたことになる。だったら、この前も言いましたように、宮内議員の話と全然違うんですよ。そして、その後国土交通省に電話して確認した。別の方、情報公開請求の担当の方も協力していただきまして、担当、国土交通省の住宅局に行って当たってもらった。形跡がないんです、宮内議員については。状況的に無理なんです、町長が唯一行った日程では。

今回下の方にありますが、あえて見せませんが、一緒に上京した篠栗町ですか、篠栗町長、あちらの情報公開請求しまして、その2日の水道企業団か何かの会合、あの出席名簿を入手しました。ちゃんと町長の名前ありまして、ちゃんと町長出席してると。私も指摘してまいりましたように、2日目の昼食、おそば食べたところに行くことを指摘した。それから考えたら、どうやって国土交通省に宮内議員と一緒に謝りに行ってあの会場に合うのか、そのことを尋ねたら全く答えてもらえなかったということは、行ってないんですよ。行ってなかったら国土交通省に謝ってください。それは不快に思いますよ。

そして、今回の子育て支援センター設置及び管理に関する条例。

さっき言いましたように、遺憾の意を表明した1枚ペーパーだけ送った。勝手にこっちから一方的に、この子育て支援センターとして非常にこれは盛況ですね、このまま使わせてもらいますというふうに、一方的に国土交通省に流した。それもあって、向こうは大変憤慨しておられるんです。あれあの1枚しか来ていないということで、それ以外は全く電話も一本もないと。そのことは、私昨年から町長に申し上げていると。

今回初めて、6年半というか、補助金返還決まってからさらに1年9カ月もモデル住宅のまま、こういった子育て支援センター業務に使っていて、こういった設置条例をようやく作ったと。先方絶句してましたよ、担当者。こういったことを含めて、やっぱりこれは町長がしっかり謝らなきゃいけない。

そして、謝るというよりも、1,984万円のこの不祥事というのは非常に重いこと。昨年

の7月に我々全員で、ある大学教授の勉強会をやったんです。そのときに私質問しました。これどれくらい重いですかと。そしたら、録音を消して、ちょっと止めてくれと、早急に止めてくれと、ちょっと内密。これ大変まずいですよと、これは死刑だと、そういう言われ方をしたと。これは大変まずいことじゃないですか、本当は。

それを我々は知識がなかったから、私自身も勉強不足だった、簡単に承認してしまった。後で、そういうことで国交省から資料を取り寄せてみたら、これは大変なことだったと、国交省自体も非常に不愉快な思いをしていると。これはやっぱりきちんとやっとかんと、後々ボディーブローみたいに久山町にきいてくるっちゃないか、それを懸念しとるんですよ。どうでしょうか、その辺も。

ノーコメントですか、ノーコメント。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 1点だけ。

国交省が不愉快に思っているとか、そういうことは一切私はないと思っています。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） では、次に行きます。

2点目、職員の適材適所配置に関して。

今年3月議会最終日に行った新年度、平成28年度一般会計当初予算、議会費に関する町長への質問の回答がまだ聞いていません。職員の再々任用を決める場合、基準となるものは何でしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 職員の再任用の件につきましては、条例をごらんになっていただきたいと思っていますけど、町の中に再任用に関する条例を制定していると思います。

再任用の対象者は、定年退職をなされた人と退職の翌日から起算して5年以内のものがあります。その中で再任用を希望する者にとっては、必要があれば勤務成績、実績、知識、健康状態を勘案して再任用を行うようにしております。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） そのことも含めて、きちんと私も説明してもらいたかったと。

要は予算ですから、町民に説明する義務がある。これが本当の人事だったらこれは町長に任命権がございますので、そこら辺は言えないんですけど、予算に関すること、そしてまた通常でしたら課長もたくさんおられる、その中からまた上に2階に上げてもいいんじゃないかというふうに私は申し上げた。

そして、その前任者、前の局長が大変これは得がたい人物であったということで、我々

議会からも再任用を望む声があった。町長にも一部の議員がお願いに上がったぐらい。ですから、それからしたら、今度再々任用となったら、これはまた前例がないわけです。そこら辺も含めて、町長はどう町民に説明するのか。やっぱり町民の税金を使いますから。その辺を私言いたかったんです。その辺を言おうとしたら、動議が出て会議録全文削除みたいなことになりましたけども、その辺をまた言ってください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 職員の人事権というのは、私なんです。だから、それを議会に諮ってくれとか何とかいうんじゃないで、その予算がどうかおっしゃいますけど、あくまでも人事権のほうが最初にあって、その予算を議会のほうにお諮りするわけです。この人物がいいとか悪いとか、これは議会のほうから私に対して言われることではないんじゃないかと思っています。

よほど、私が人事決定した結果が、その人に欠陥があるとかあれば、これはそういう御指摘を受けることもあると思います。ただし、議会の事務局長というのは、議員おっしゃるように、やはり議会の運営をサポートしていく大事な職務でございますので、当然議会のほうとも議長さんのほうにも、あらかじめそういう御相談をしまして、こういう職員をとということで人事は詰めてやっておるわけです。その辺はお間違えのないようにしていただきたいと思います。

それから、佐伯議員は個人で前の局長がどうか、そういうことは、人事の案件の中では決して口には出していただきたくない。それを私はこの前言ったんです。やり方とか選考の仕方についてお尋ねになるのは構わないけれども、私はどの人がよかったとか、それはこういう公の場で発言されることじゃないだろうと思っていますので、その辺は十分注意をしていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） この件については、もうそろそろ終わりますが、話が全然かみ合っていないし、わざとかみ合わせないようにしていません。人事ではないというふうに、これは言いました。予算ですと。

私、今、自分の作った会議録を持っています。これでも予算というふうに書いていますから、そこら辺は町長履き違えないでいただきたい。人事でしたら、確かに町長に権限があるということは、この中でも言っていますし、今でも。

しかし、これは予算であり町民の皆様の税金、それを使ってやる。ですから、なぜ課長級を上げなかったかということです。そしたらまた、要はそのお金使わないでいいんじゃない

ないか、そういった意味なんです。ですから、その辺はきちっと町長自身も私の言葉を聞いていただきたいなど。認識してもらいたい、そう思っていますが。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 予算と再任をしないで課長を上げるというのは、どういう関係があるのか、私はわかりませんが、再任用というのは国の法律の中で、再任をやりなさいという法律があつてのわけです。それに基づいて、これは年金制度との問題もありますから、再任用。

再任用は、再々任用ということを佐伯議員おっしゃるけど、再々任用という言葉はありません、再任用の中に。再任用は、あくまでも1年を超えないということになっていますので、その1年過ぎたときに再度その人物が必要、あるいはそのポジションに置くことが適正と思われるときに、改めてその更新をするということですので、再々任用とか再々再とか、あくまでも1年ごとに契約を再任をしていながら、65歳を超えないという形までの期間を条例で定めているところでございます。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） もう終わろうと思ったんですけど、再々任用という言葉がないということですけども、これ2回再任ですから、こういった言葉をあえて使いますし、私のこれは正式じゃないのかもしれませんが、これがわかりやすいと思います。

しかし、そういうふうには2回新しくそうやって任用するということは、これは異例なんです。異例だから申し上げてる。だから、それについての説明というのが町民に対してできるのか、できないのかということ、私は申し上げている。優秀だったら、どこが優秀か、その辺がやっぱりきちんとやらなきゃいけない。

しかし、この場ですから、その辺は言いませんけども、そこら辺も町民に説明できるように。そうしないと自分の都合で、これは好きな人材を選んでしまう。人事はこれは別に、これは予算ですから。町民の予算を使っているわけですから、町長、これは説明責任が要るわけですよ。勝手にはできません。私はそういうことを申し上げた。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 任用するときの決断は、採用権は私に付託されているわけですから、それを一々人事の際に町民の方に説明することができますか、できないじゃないですか。それはもう任せられているわけですから、きちつとですね。そういうものを審査しながら判断して、やっている。

異例のこととおっしゃいますけど、異例でも何でもありませんよ、複数年更新するということは、そのための5年間というのが、期間を与えられているわけですから、議員がおつ

しゃる再々任用というのが異例という言葉は全く当てはまらないと思います。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 本当にもう終わろうと思ったんですけど、その5年というのは一体何なんでしょうか。異例といいますけれども、これはまた前任者のことに戻りますけれども、これを議会がお願いに行ったときに、町長は、なかなかこれは認められなかったと。今回、簡単に2回続けて認めたわけじゃないですか。こういうのを含めて、やはり町民の皆様様の税金を使うわけだから、これは説明責任が要ると。

前任者の場合は、非常にこれは内外で優秀でした。我々議員にしても、他の議会事務局からも一目置かれていた。やっぱりそういうのがあるのかということ。私も終わろうと思ったんです。町長がおっしゃりますんで、これ答えてください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これ以上議論がかみ合いませんので、回答は控えます。

（6番佐伯勝宣君「いや、答えてください」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） また、いずれ。

では3番、久山道の駅事業、観光交流センター事業について。

土地の取得や立木補償等、既に多額の税金を投入している。事業断念で町民への説明は、これは必要なはずですけど、町長どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 観光交流センター事業については、これも一緒なんですけど、これまで長い間議論して、最終的には結果的に、私としては非常に残念な形になりましたけれども、これもいろんな議会で議論し、最終的には議会の承認も得て、また私も断念に至った経緯を広報等にも、町民の方にもお知らせして、今の関係する会社についても閉鎖という作業に入っていったわけですから、これ以上のことについて、私から改めて申し上げることはありません。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） これは、その広報ですか。

でもこれ、また町の単独事業として新たに構築していく方向で、国、県に対し協議を行っていくことを判断しますと書いてあります。また、単独事業についてやろうとしています。ちょっと違いますよね。ですから、これも含めてやっぱり説明しなきゃいけないということ。

あと、今購入済みの土地は町長の身内の土地とかあるっちゃないですか。この辺もどう

なんですか。

○議長（木下康一君） ちょっと待ってください。

佐伯議員、発言、通告じゃない。

（6番佐伯勝宣君「わかりました、じゃあこれはいいです」と呼ぶ）

（町長久芳菊司君「いや、いいっていうのは」と呼ぶ）

町長、答えなさい。

○町長（久芳菊司君） それ、確認されて言っておられるんですか。それともわざとおっしゃっているんですか。

（6番佐伯勝宣君「あるっちゃないですかと言っている」と呼ぶ）

そんな質問はないでしょう、こんな場で。

（6番佐伯勝宣君「取り消していただいて、取り消していただいて」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） ちょっと勝手に。

佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） では、今の発言は取り消しいたします。

では、新たに言いかえていいでしょうか、言いかえさせていただきます。

やはり、土地も購入している。しかも、これはほかの価格からして割と高額ですから。そういうのも含めて説明する必要がある。

そして、立木補償。これも町民の税金使っていますから。町長は、議会、8つの行政区で行われた説明会で、あるところでちらっと何か住民が道の駅のことを聞いたときに、ここでおっしゃいましたね、議会と執行部との問題だとおっしゃった。しかし、平成26年に、既にもう夏に町長は8つの行政区、資料を使って説明会をやっているんですから、土地を購入したと。

だから、終わったんやったら、これは言わなきゃいけないでしょう。これはまだ構築、これからやりますって言っていますから、これ。まだそういうふうに土地が残っているわけでしょう。皆さん気にしていますよ、これ。やっぱりそういうことも含めて町長が説明する、これは責任があるっちゃないですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと趣旨がよくわからないんですけど。

最終的に、今言われた広報については、観光交流センター事業っていうのは、私にとっ

ては町の最終的な農業を商工観光と結びつける、その拠点施設ということで考えておりましたけれども、それは結果的にいろんな不備もあったんでしょう。最終的には予算議決が得られなかったから、断念という形をとりましたけれども。

では、そのときに、それがダメなら、じゃあこういうのという代案は一切出ていないんです。ということは、やはり議員の皆様も、何らか農業にしろ、久山町の商工にしろ、活性化とはやらなくてはならない、これは当然皆さん思っていると思います。ですから、そこに書いているのは、何らかの形で、またそれにかわる活性化事業というのは当然進めていくべきだろうという思いで、それは書いているわけです。

何かまたやったら、ダメだということですかね、議員がおっしゃっているのは。何もやらない方がいいということなんですか。私はそういう意味で、そこにまた改めて住民の方と一緒に考えながら、新しい活性化の事業を模索していくべきだということを申し上げているわけです。

それから、断念に至った結果、事業が途中で終わったわけですから、当初計画していた土地取得というのは一部実施をした結果となっています。これについては、跡地をどうするかということは、これもまた議会できちっと議論していただいて、私もこのように活用を今後有効にしていきたいということを申し上げたわけですから、それをまた説明責任とかなんとか、もう前に進んでほしいんです、私としては。過去に引っ張るばかりじゃなくて。議員の使命もそうでしょう、佐伯議員、違うんですか。

(6番佐伯勝宣君「ちょっと違いますね」と呼ぶ)

過去だけがあれじゃなくて、前に進んでいきましょうや。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 終わろうと思ったんですけど、時間もないし。

要は、トカゲの尻尾切りです。これ誤解している人多いですよ。誤解というか、やっぱり誤解じゃなくて、これはまた町単独でやろうとしていたというふうにしか聞こえません。

そして、やはり町の税金使つとるんですから、議会がどうのこうのではなく、これは町執行部が、町長が説明しないかんということは、町民は皆さんはわかっていますよ、これは。議会がやらないかんということは誰も思っていない。その辺どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう佐伯議員の思いで言われるから、答えのしようがないです。

町民は勘ぐっているとか、町は単独でやろうとしているとか、そんなことを言われても、私はもう回答のしようがありません。

それから、町民の方にはそういう形で説明もせないかんし、かなり道の駅の事業については2度、3度、各集落を回って、経緯を説明しながら自分なりの考えも説明していったわけですから、これがもう断念になったという時点で、私は多くの住民の方は理解をされたと思います。

よかったという思いをされた方もおるし、なぜなんだという方もあると思いますから、そういうのを含めて再度、新しい町の活性化事業に向けて、我々も提案するし、議会も一緒になって前のほうに進めるような形を、ぜひとっていただきたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 次、行きます。もうちょっとこれも考えないかん。

4番、エコバスの増便と町の交通アクセスの利便性の問題、中学校の給食導入についてという、町民の要望が強いこの2つの事項に関して、今後の予定は。

これは、今言いました観光交流センター事業、道の駅事業の2年間の議論の間、全く進まなかったんです。やはりこれは進めないといけないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） エコバスについては、全く進まなかったわけじゃないんです。いろいろ改善をしながら、いろいろ回るルートも変えながら、利用者の声を聞きながらしてますけれども、やっぱり基本は限られた予算、できるだけ予算は費用対効果を考えると、そんなに膨大につけることはできない中で、今1台のバスで苦心して、一番利用者が回ってほしいコースあたりを模索しながらやっている。

だけん、何も進まなかったということじゃないと、私は思っています。現に、利用者も増えています。ただ、それで満足したのかといえば、それはそうやないと思います。ただ、その満足度というのは、これは非常に難しいところがあって、利用者の満足度を高めようとするれば、もうお金を今の倍かけざるを得ないです。

ただ、やみくもにそれでいいのかということ、これは議会を含めて慎重に議論しないと、それだけに町民の税金を無防備に費やすことはできないと思います。だから、費用を倍増やして利用者が1.5とか、なってくればいいんですけども、本町の場合は、それはそんなに今のところ厳しいかなというのがありますので、その辺は承知でもう理解しようじゃないかということで、もう一台、何らか形を増やすことは今検討しているところでございます。

それから、路線バスについても、交通活性化協議会も立ち上げて、国の補助金をもらいながら今路線の運行もやっているわけですから、これもちっちゃな町、人口の少ない町にとっては、どうしてもきついといいますか、条件がですね。やっぱり相手は国、県じゃあ

りませんので、民間じゃから、やっぱり利益は第一ということになると、利用者がなければ便数を減らすと。じゃあその便数を補填するためには、町で多額の補助金を出していかないかと。

それから、住民にとって一番有効法は、便のルートとかを、これはやっぱり検討して最終的に議員が言うように、余りずっと引き延ばすんじゃなくて、どっかで決断をせないかんとすることは、今各全町民の方のほうにアンケート調査、それから利用者等の調査をかけているところでございます。

○議長（木下康一君） 町長、中学校給食のほうもちよっと。

○町長（久芳菊司君） 中学校給食は、もう前、松本議員からの質問のときに答えてましたように、前向きに今調査をさせていますので。

ただ、私、30年以降しか無理ですよと言ったのは、財政的に非常にこれはきついぐらいの大きな事業でございますので、給食のやり方とかも含めて、これからまだ検討せないかんとということと、教育委員会のほうで、それまでの準備を今進めていますので、そういう中で考えていきたいと思えます。

御承知のように、給食、それからこのような今年みたいな暑い夏が続くと、今度は冷暖房施設、特に冷房施設のほうも声も上がってくるんじゃないかなと思っておりますので、いろんな事業が今集中していますので、そういうのを見きわめながら、これから進めてまいりたいと思っております。

（6番佐伯勝宣君「もう時間がないからいいです」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） これで、佐伯議員の一般質問を終わります。

では次に、7番阿部哲議員、発言を許可します。

阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 私のは、3点質問したいと思えます。

町の活性化、それから学校教育、それから住宅問題という形で質問したいと思っております。

まず、1問目でございますが、町長は6月議会で3期目を挑戦すると表明されました。現在、観光交流センター事業が修正案等によりまして頓挫している状況でございます。これからの町の活性化、改めて町長はどういう形で進められるか、町の活性化。それから、農業振興、久山町の田園風景をどのように残していくか、農地の保全、またその施策の拠点づくりをどのように考えておられるかお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町の活性化と一口に言っても、これは一つのことをやればというわけ

にはいきませんので。一つではできないということで、まず大事なのは、やはりいろんなことをやるにしても町の財政基盤をしっかりと高めるという政策をやらなくてはなりません。そのためにはやっぱり産業振興あるいは企業誘致による雇用と財政確保は必要と思っています。

特に企業誘致については、久山町の町づくりからいうと、物流的な需要が高いということもあります。そういうものもある程度見きわめながら、特に物流に関しては、できるだけ町の中には持ってきたくないなと思っています。

それから、以前から山田、石切関係、藤河、黒河ですか。あの辺については、今都市計画マスタープランでも地域活性化ゾーンという形で位置づけしているわけですから、このエリアについてももう一度、そういう企業誘致等の事業が導入できないかということをやはり真剣に取り組んでいきたいと思っています。

もう一つは、産業振興にもかかわってくるんですけども、それから町の景観にかかわるんですけど、今の農業の問題。農業だけではなくて、私は町内で一生懸命頑張っている中小企業それから商業関係の方の事業についても見据えた政策をしていく必要があるのかなと思っています。

それともう一つは、地域コミュニティーも活性化だろうと思っています。町としても、そういう行政が直接やるような活性化とあわせて、ここ3年取り組んでいます地域の方と一緒に町の活力を高めようということで、特に町内外との交流を目指したイベントとかを今やっていますけれども、町が活性化するにはもう一つの条件として、そのような文化あるいはスポーツの活動が地域に起こってこない、活力はできないと思いますし、特に地域のまちづくり、地域発想のまちづくりについては、今後私は支援を町としてしていきたいなと思っています。行政も、それから財政的にも、そういう支援をやってきたいなと思っています。

特に今、産業的に重要なのが、いつも言っています農業、商工業。特に農業がもう待たなしの状況にありますので、とにかく農業については、今の水田を管理し切れない農家がたくさん出てきているわけですから、まずは農地の管理及び活用を代行するような法人組織というのを早急に立ち上げる、これが一番急務だと思っています。

その後に生産から加工、今のような米を作るとか、作るだけの農業では、もう誰も若い人たちが参入してきませんので、そういう法人組織を中心として生産、加工、販売といった新たな高収益型農業といいますか、そういうものに切りかえて、6次農業とかを取り入れるとなると、農業、商工、観光という形をとるべきじゃないかなと思っています。

いずれにしても、やはり農地の管理する、それから新しい農業の転換をするための生産

組織、生産法人というのを早急に立ち上げていく必要があると思っています。

以上です。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今、町長いろいろ発想的に言っていただきました。

私も石切地区の企業誘致、地域活性化ゾーンを早く具体的な形で進めていってほしいと思います。

それからもう一つは、地域発想のまちづくりという形で、いろんな形で今、地域でまちづくりを行っております。上山田においても、上山田まちづくりという形でいろんな形で活動しております。そういう形で地域発想のまちづくりをこれからも強めていっていただきたいと思います。

あと一番大切なことは、平成30年度から農業政策の大改革という形で、いろんな形で久山町の田園風景をどのように残していくかということで、今町長が言われました農業法人とかいろんな形で考えてあるということでございますので、早急にその具体的なことで施策を進めていっていただきたいと思います。

次に、学校教育の充実ということで、地域の将来を担う子供たちの教育環境の充実は、まちづくりの重要な課題であります。今現在、少人数対策としての補助教員等の問題、それから30人学級の試行という形で、小・中学校教育方針の一体化、いろんな形で施策をしていただいております。

今現状的には、小・中学校とも県下トップクラスの成績であります。これをこのまま維持していくことが大切でございます。久山に住みたい、育てたい、住んでもらいたいために、教育の重点化、安定化が必要でございます。今後の小学校、中学校の学校教育、どう充実化するのか、町長の考えを伺います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 久山町の小・中学生に対する学校教育というのは、非常に先生方も幼・小・中連携されておまして、道徳教育はもちろんのこと、学力向上に対する取り組みもしっかり地域を取り込んでしていただいております。

町も、必要な臨時職員等に関する加配も行っておるんですけども、着実に私はその成果を出してきてくれているように感じています。

後ほど教育長のほうに、現在の状況について、また報告をさせたいと思いますが、先ほど議員がおっしゃったように、県下でもいい成績にあるということをおっしゃったけれども、同じ成績がいい形でも、これは教育長のほうから言うと思いますが、状況がよくなっている、上がり方がです。ただ全体的な平均が上がったんじゃなくて、その生徒たちの

成績の向上の状況が、私は非常にいい形になっているのかなと思います。

そういう中で、私はそれと別に、その教育をまた継続させながら、その上で、久山の子供たちには自分のふるさとをこよなく愛してほしいし、そして同時に外国の歴史や文化を理解する子供を育てたいなと思っています。多様な習慣や文化を、それからあるいは価値観を受け入れることができるということも、そして将来夢を持って諦めないで頑張っていく、そういう子供たちを育てたいなと思っています。

そのためには、まず日本の社会というのが島国ということもあって、基本的に日本語だけしか、しゃべれないというのが我々国民の弱点でございます。既にもう社会、経済、文化全てがグローバル社会になった世の中でございますので、これからの久山の子供たちがグローバル社会に自信を持って飛び立つことができるように、そういう点から、本町では英語教育に特定して久山町の教育支援をしていきたいなと思っています。

以上です。

教育長のほうから説明させて。

○議長（木下康一君） 中山教育長。

○教育長（中山清一君） それでは、学校教育の充実をどうするかということからお答えをさせていただきます。

今町長も言われましたように、町内の小・中学校の学力についてはその年によって若干の変動はございますが、ここ4、5年、全国平均、県平均を上回る、いわゆるトップクラスの成果が出ております。これは、学校の取り組みの結果ではないかなというふうに感じておるところです。

町長が言われましたように、今年度の学力テストのまだ結果は新聞公表されておられませんので、しかしながら文科省のほうから私のほうに内容が来ておりますが、それを見ますと、今までここ数年間は、久山町の学力テストの課題というのは、よくできる子とできない子のいわゆる二極化傾向、真ん中が少ないというのがその傾向でございました。その傾向が、今年の結果では、よくできる、いわゆる右肩上がりといいますか、右側のほうが人数が多いと。よくできない子のほうが減ってきたということで、今までの傾向から若干その動態といいますか、その姿が変わってきておりますので、これはそれぞれの学校の取り組みの成果ではないかなというふうに感じております。

今後さらに上を目指して、小・中学校と連携をしながら、先生方の授業改善やあるいは先生方の指導力の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、今後の取り組みといたしまして、今町長もちょっと言われましたが、久芳町長から久山町の学校教育の特色化、他町との差別化、それを考えてほしいと、それが町の人口

増加につながればというふうに、私に課題をいただいております。

現在検討いたしておるんですが、1つは国の動向として、小学校では平成32年度から新しい学習指導要領が全面実施という時期になります。その内容が先般発表されておりましたが、小学校5、6年で新たに教科として英語科というのができます。したがって、小学校5、6年から週2時間の英語の授業が実施されるようになります。また、3、4年生につきましても、外国語活動の時間というのが新設をされまして、週1時間実施されるようになります。

また、久山町が現在行っております活動、事業等を見ますと、平成18年度からは久山中学校の修学旅行を毎年韓国のほうに行っておりますが、今年の修学旅行では韓国に英語村というのができたそうでございますので、そちらのほうに1泊して丸々英語漬けの活動を予定をされているようでございます。

また、平成25年度からは小学5、6年生、中学1、2年生を対象にした英語サマースクールを実施しております。

また、同じく平成25年度からは、久原本家の御協力を得ながら、高校生、大学生語学留学派遣事業の実施をいたしております。今年度は、今回初めてなんですが、2名の高校生がカナダに約10カ月間留学をするということで、もう既に今現在カナダに行っております。

また、中学校1、2年生では、英語検定試験も実施をいたしております。

このような国の動向や、あるいはこれまでの教育委員会のさまざまな事業を考えたときに、特色化、差別化に最も適切なものは、英語教育ではないかというふうに考えております。久山の子供たちが自分のふるさとのよさや素晴らしさを外国の人に伝えたり、自由にコミュニケーションができるような子供たちに育ててほしいなというふうに思っています。

そのためには、これまで点として実施しておりました事業を、幼稚園から小・中学校、そして高校生、大学生までを線としてつなげていけば、他町にない久山独自のグローバルな人材育成システムができるのではないかと考えております。そして、それは久山の町の将来の大きな財産になるものと思っております。

今基本的なことを申し上げましたが、現在具体的な事業の中身につきまして検討しておりますので、できれば29年度から新しい事業に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、詳細が固まりましたら議会にも御説明をしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今、町長、教育長のほうから説明をいただきました。

できる子供たちが増えてきているということでは、本当にうれしく思っております。また、本当に久山町だからできる、小さな町だからできる、特色化、差別化をなお一層進めてもらいたいと思います。

その中で、今教育長が言われました幼稚園、小学校、中学校を一本化すると、線にすると、この中に保育園も少しは検討していただければ、一体化につながるんじゃないかかと思えます。そういう中で、いろんな形で継続的に進めていただきたいと思います。

次に、人口問題のほうの質問に移ります。

今現在、久山町で上久原区画整理事業が完成しまして、次に上山田区画整理事業も完成し、先日組合の解散式もございました。今現在、着々と住宅建設が進んでおるところでございます。

あと残るは草場住宅という形で今進めておることでございますけども、草場住宅の開発につきましても、9月議会で草場地区再開発事業特別会計に開発許可申請費委託料、公有財産購入費等の提案がされております。

町長の3期目の挑戦での草場住宅開発の推進による、草場地区が活気に満ちたまちづくりにつながる意気込みを伺いたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 草場開発につきましては、久山町ちゅうのは、この日本でも大都市圏、福岡市を中心とした大都市圏にある自治体の中で、唯一人口増、都市化を目指さないで環境重視のまちづくりを進めてきた町でございます。

そのために、全町97%市街化調整区域にという、そういう特異な町であるわけですが、通常ならばどの町も人口収集中、D I D地区を町の中心地に据えて、そこへ、へそとなつて町の整備を、いろんな社会資本というか、整備をやっていくんですけども、久山町の行政のやり方、特徴というのはそうではなくて、8つの行政区が今存在しております。これまでずっと久山町がとってきた行政のやり方というのは、この8つの行政区を平等に、基本的に平等に発展をさせていこうと、こういうやり方を進めてきた町でもあります。

長い年月がたつと、やっぱり主要道路とか、そういう地理的条件、あるいは社会資本の立地状況によって地域に少しずつ格差が出てますけれども、基本やはりこれを貫き通す必要があると思います。

そういう中で、今阿部議員がおっしゃったように、若干山田地区が少し活力が低下して

いく状況が見えてきたんですけども、今回の上山田の土地区画整理も本当にスピーディーに、またよい住宅ができようとしています。

前は、猪野地区においても民間による住宅整備がされましたし、今現在、これは数が少ないんですけども、新赤坂のほうにも住宅地の整備を進めています。そういう中で、唯一草場地区だけが、その土地が企業さんの土地がほとんどということで、これまで長年地域の要望に応えられず来たということはありませんけれども、これ以上はコミュニティーを形成するのに非常に困難な状態になっているということで、前々からこれを進めておりました。

今回、思い切って町のほうが直接的に手を入れて、麻生さんとも協議しながら草場地区の住宅開発を進めることにいたしました。皆さん御存知のように、新幹線の向こう側ということで、地域的な地理的条件もあって、なかなか分譲住宅事業としての採算性ちゅうのは非常に厳しさがあります。それゆえ町からの支出金ちゅうのも大きくなりますけれども、これはやはり地域の活性化、町の活性化という観点から町は進めるべきだろうと思って、今回スタートをさせることで今回の予算に計上させていただいています。

大きな面積になりますので、まずは土地取得については債務負担行為をして、これをすることによって、この事業を確定させたいという思いがございますので、どうか議会の皆さんの御理解をいただきたいと思っています。私としても不退転の思いで、この草場地区の開発を進めてまいります。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 最後の質問としますが、町長のほうが8つの行政区を平等に発展させていくということではなされました。

この草場地区においても同じように開発していただきたいということで、現在計画されておられます開発計画地だけではなくて、周辺の住環境整備も並行して進めないと、今現在草場地区の高齢化というよりも、超高齢化でございます。そういう中で、緊急的にも進める必要があるんじゃないかと思うので、開発計画地だけではなくて全体的に開発計画を策定していただきまして、計画的に進めていただきたいと思いますが、最後の質問ですが町長のお考えをお聞きします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 結論からいうと、まずはその今の事業を早く着手したいということでございます。

当然言われるように、あの集落、特に草場池周辺にもいろんなまだ用地があるわけですから、その辺の住宅整備、あるいはいわゆる環境整備といいますが、地域の人たちからも

声が上がっている散策できるようなエリアと、これはこれでまた、やっていく必要があるなどということは感じておりますので、それまで全体を計画を入れるかどうかというのは、当然町としてはその準備はしていきたいと思っています。

この事業は、この事業でまずスタートをさせていただきたいなと思っています。

○議長（木下康一君） ここで暫時休憩をとります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番本田光議員、発言を許可します。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 観光交流センター道の駅・食のひろば事業計画断念の事後処理についてお伺いします。

職員約80名、そしてそのトップである町長、やはり公職選挙法で選挙で選ばれた町長である。町民の代表という立場、それから我々この議会議員は、当然いわゆる公職選挙法で選ばれて選挙によって選ばれた者であります。町長は予算を執行するという権限があり、同時に80名に近いスタッフを据えて行われております。

実際議会は何かといいますと、議会議員は一人一人が課せられた、その任務をきちんと負う、そして同時に予算の執行が正しく行われているかどうかをチェック、監督するという、そういう立場からも二元代表制という立場から質問をいたします。

一つには、観光交流センター道の駅・食のひろば事業計画断念の事後処理について、再度町長の真意をお尋ねしますが、観光交流センター道の駅は、再三この議会でも、ずっと今まで議会でも質問をいたしました。この食のひろば事業計画の断念の事後処理は、どこまで進んでいるかと。

かつて、去る6月議会には、決算事務、決算報告書が記載されております。しかし、全体像がまだ見えんわけです。これで終わりなのかどうかということも含めて、またフォアサイト・アンド・カンパニーのコンサルタント料を含んだ総額、大体どのぐらいの予算が今までかかったのか、議会へ資料提出を求めたいと思いますが、町長の考えを聞かせてください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 観光交流センター事業のてんまつについては、最終的に前回、昨年6

月議会時に、今年ですか、解散等の清算事務決算報告あたりをさせていただきましたけれども、最終的にはまだ登記関係が終わってませんでした。その後の事務処理としては、清算結了に向けて登記申請を行いまして、本年6月6日付で法人格が消滅をしております。会社の登記簿も閉鎖に至っており、全ての会社閉鎖に向けた登記処理は全て終了という形でございます。

それから、これまでにかかった事業費等については、議会の委員会等でまた報告をさせていただきます。

○議長（木下康一君） 本田議員。

○8番（本田 光君） 今すぐ、提出するときは、この委員会か会期中に提出願いたいというふうに考えております。

これまで、それから事業計画断念まで、会社法人株式会社食のひろばは、庁舎に本店を置かれ、株式会社フォアサイト・アンド・カンパニー齊藤氏が代表取締役、そして町長、副町長が取締役となって積極的に推進されてきました。今後も含めて、株式会社フォアサイト・アンド・カンパニー齊藤氏とパイプはあるのかどうか、今後を含めてお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） フォアサイトとのパイプですか。

この事業については、もう言いましたように事業を断念し、フォアサイト齊藤社長と一緒に株式会社を作っていたわけですから、これも閉鎖ということになりましたので、この関係では何もないと思います。

○議長（木下康一君） 本田議員。

○8番（本田 光君） そうしたらもう一切ないということですか。

かつて、確か職員の皆さんも、齊藤氏が懇意のうちだというふうなことも耳にしたんですが、事実かどうかわかりませんが、そうしたパイプは一切ないということですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） どういうことをおっしゃっているのかわかりませんが。

齊藤氏との関係は、確かに仕事でそういうコンサルティングをやっていたし、この観光交流センターだけでなく、いわゆる地方で一流、トップクラスの企業経営のコンサルティングをなさっている会社の、また経験者でもあるから、職員のいわゆるそういう企業経営感覚、特にマネジメントなんか、それから公務員と民間人との違いということ、そういう教育も一緒にさせていただきましたし、いろんな先生もこういう久山町という

のを非常に興味を持っていただいて、職員との交流もいろんなボランティアも一緒にやっていたいただいた経緯もあるし、個人としての職員とのつながりとか、私もそうですけど、そういう人間と人間としてのつながりはあると思います。

そのパイプというのは、どういうことをおっしゃっているのかわかりませんが、これは当然として、これは私だって、いろんな今まで民間の人たちと色々な事業をやる中で、おつき合いをさせていただいて、事業が終わったからといって、人と人の関係はやっぱり残っている人もあれば残らない人もあるし、特に人として尊敬するとか、人として信頼があった人については、またいろんなところでのそういう人間関係というのは、当然残っていくんじゃないかなと思っています。

○議長（木下康一君） 本田議員。

○8番（本田 光君） 株式会社食のひろばとしては断念ということなんですけども、今後のいろんな諸課題というか、事業をやっていく上で、そうした関係の、このコンサル関係のパイプはあるのかどうかということを探ったんです。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今は別に何もそういうことを計画していませんので。

○議長（木下康一君） 本田議員。

○8番（本田 光君） じゃあ、ちょうど(2)に、経営感覚の欠如というふうに質問しますが、かつて私自身が4代の町長をいろんな御質問等をやってきました。それぞれ特徴があります。また、先ほどから町長も答弁されているように、企業誘致等あたりはやってきたという、確かにその面も一部あるのは事実です。

しかし、行政のトップというのは経営感覚というか町内に本社を置かれとる企業者、事業者、この方たちはやはりそれなりの努力をして、そういう外から仕事をとってくるとか、町民のためになるような事業を進めていくとか、さまざまな経営感覚があったというふうに思いますが、今回ただこれだけで取り上げれば、おかしいかもしれませんが、観光交流センター道の駅、かつて第3セクターヘルシーパーク久山が進めようとしたゴルフ場やパラマウントの映画テーマパーク、こうしたことにも町長当時は担当課長でしたよね、こういう関係から見て、やはり本当にこの経営感覚というか、本当に先の見通しをつける、そして本当にこれは採算性が合うのかどうか、本当にこの事業の発展につながるのかどうか、そうした経営感覚が欠如しとったんじゃないかと、今回の観光交流センター道の駅です、いうふうに考えます。

そうした関係を、町長は外交というか、外回りをしていろんな仕事を導入してくると、あとの事業は副町長に任せるとか、いろんな方策があるというふうに考えますが、今まで

やってこられた関係を含めて所見を尋ねておきます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回の道の駅の観光交流センターについての経営感覚が欠如じゃないかということなんですけど、パラマウントとかは完全に、要は企業さんを誘致しようとしたんですよね。その企業が最終的に事業を遂行することができなかった、いろんな諸事情に、あのときは町はそういうサポートというか、地権者をまとめるということ。

今回は、町がある程度、基本的な計画というのを町の活性化に向けて勉強しながら、そこに民間の方の計画、企画、それからマネジメントあたりも取り込みながら、この計画を立てて進めようとしたんです。

これがスタートして経営を失敗したというものでもない。我々は、きちっと企画、経営計画に乗って、民間の方の力を活用しながら、あそこでそういうものをやりたいなという、これは我々の進めてきたものだったんですけども、やろうとする前にできなかったわけですから、これを経営、その能力とか感覚が欠如していたんじゃないかなと、これはちよっと言えないんじゃないかなと思うんです。

我々としてはやりたかったけど、それをやることができなかった。やってみて失敗とかいうんなら、これはもう完全に私たちの計画がずさんだったと言われるかもしれませんが、残念ながらそれは、させていただけなかったということですので、経営感覚というのはちょっと当てはまらないのかなと。

我々はマネジメントをしっかりと計画の中で、これならばできるよという、いろんな民間の方に相談したり、勉強しながら、いろんな調査を含めながら、それをやってきたつもりだったんですけども、それがなかなか、一つには時間的に急速だったのかもしれないし、議会の皆さんの一部の方には理解をしていただくまでにはいかなかった。町民の方もそうだったと思いますけれども。だから、これはちよっという、いわゆる経営とは少し違うのかなと私自身はそう思っています。

○議長（木下康一君） 本田議員。

○8番（本田 光君） やはり行政のトップというのはトップセールスですね、そうしたことを含めて経営感覚ということが必要じゃないかと。

総事業費が8億1,000万円という中で4億円の町の持ち出しというふうに当初費は出ていました。ですから、そうした先の見通しがあるのかどうかという関係から見て、そうした経営感覚ということを行っているわけです。

本当に今、地方創生とか、さまざま言われてる中で、国も1,000兆円からの赤字、そして今度概算要求がされとるけども、控え目にされとる案も、町もあります。ですから、そ

うした中での地方自治体のあり方からして、やはりどういうふうな生き方をするのかという点から見て、そうした関係から経営感覚が、どうしてもトップに課せられているんじゃないかと。あと、今度町民はそれによってついていくか、ついていかないかという関係があるわけですから、そこらを尋ねとるんですが、町長にもう一度答弁願いたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 余り事業断念したことについて、本田議員さんとやりとりをするのはやりたくないんですけど、あえて言わせていただくなれば、道の駅観光交流センターというのは、あの仕組みというのは町が直接経営するやり方じゃなかったということは、説明していたと思います。町はあくまでも、その事業展開をする経営企画会社の中の一法人ということで入って行って、出資という形でやろうということでございますので、経営については当然、我々がその経営能力を持っているわけではございませんので、本当はそういう経営能力のある会社なり、民間の方をいかにして引っ張っていくかが、あそこの大きな重要なポイントであったと思っています。

だから、これはこれで何もスタートしていないんですから、どこが最終的にうまくいかなかったとか、もしかしたら成功していた、これはもう誰にもわからないんじゃないかなと思っていますけども、ただ、今おっしゃった地方創生は、むしろ特に国土交通省が所管ですから、地域の資源を使ってということで、一丁目一番地にああいう道の駅の事業というのを推進しているわけです、地方創生では。

だから、本当は私としては一番乗れたんじゃないかなという思いはありますけれども、それはそれで、それだけが町の活性化だけではないと思っていますので、先ほどの質問にもありましたように今度はみんなで、議会も全員が賛成していただけるような、あるいは農家の方、町民の方含めての、そういう活性化事業というのを計画していきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 本田議員。

○8番（本田 光君） 確かに町民は、先ほど二元代表制の関係を言いましたけども、全てを白紙に委任したわけじゃないというふうに思います。ですから、やはりそこはお互いに謙虚に受け止めて、本当にどう前進的な、前向きな方向に向かっていくかということが大事じゃないかというふうに考えます。

②の3と4が大体似たような質問で、質問に入りますが、平成28年度町民と町長の意見交換会が5月16日から6月10日まで8行政区ごとに開催されました。昨年も、同様のまちづくり懇談会が行われました。

今回の観光交流センター道の駅、なぜ事業計画が断念せざるに至ったのか。

先行取得した土地についてもどう活用していくかということで、これまでの議会でも質問しましたが、町長はもう少し時間かけてじっくりと町民の意見などを聞いた、あるいは、また議会の意見を聞いた上で対応していきたいというふうにおっしゃったけども、これまでの検証というか、なぜそういうふうに至ったのかという関係。

それから、説明責任を求めてきましたけども、当然この意見交換会等あたりでも、そういう町長のほうから、しかじか事実はこういうことであるということは、あつてしかるべきじゃないかと。そういうことがお互いに、町民との信頼関係をもっと大きくするというように考えます。

そうしたことから考えても、今からでも遅くないというふうに思います。町民への説明責任を果たしてもらいたいと思いますが、どうなのか。

そして、その先行取得した土地です。これから確かに、農業振興等あたりに使うのかどうか。こういうことも含めて、やはりこれから示さなければならぬのじゃないかというふうに考えますが、そこらも含めて答弁を求めたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） なぜ、今回の観光交流センター事業がだめになったのかと。正直言って、私はわからないんです。我々はきちっと計画を作って、時間をかけて調査して、いろんな道の駅の事業も見てきたし、いろんなパターンも、またどこがやっているところが、うまくいっているのかとか、そういうのまでいろんなことを調べながら、また財界の人たちにも御相談しながらやってきた計画が、だめになったということですから、正直言って私はそういうところがあります。

ただ反省すべきは、そういう一部の町民の方の不安を払拭できなかった。議会もそうだと思いますけども、そういう面が反省すべき点かなと思っています。したがって、いろいろな経緯を含めて広報に、町民の方には断念に至った経緯を説明させていただきましたので、改めてそういう説明会をする考えはございません。

先ほどから言っていますように、そこに力を入れるより、議会としても、もうこの事業は終了しようじゃないかということで、お互い執行部と確認し合って決着したわけですから、前に進む方が重要じゃないかと思っています。

本田議員もおっしゃいますけれども、その跡地についても、これはだめだと言っておきながら跡地はどうするんだと言われても、これはもう、ある意味ちょっと無責任と言ったら言葉が悪いかもしれませんが、だめというならば、こういうふうな活用をすべきじゃないかということは意見として、私はお聞きしたいんです。

ただ、だめになったからすぐ次のと、これはなかなか難しいです。これはゴルフ場の石切のところでもそうでしょうし、先行取得した土地はたくさんあります。だけど、これはいろんな条件を待って、さらに戻してやっていかななくては、ならないんですから、すぐ次にちゃんとした決まった宅地であれば、よそに売ったりなんかできましようけども、これは町の活性化をやるとうことで分けていただいた土地ですから、きちっとやはり町民の方が納得いける計画ができ上がるまで、私は農地として活用をさせてもらいたいと思っています。

場合によっては農家の方たちなんか、あそこで何かイベントさせてほしいとか、いろんなことを、だから跡地を早くしようとすれば、あそこを早く埋め立ててほしいんですけれども、それにはかなりの事業予算も入ってくるわけですから、跡地については、もう少しゆっくり時間を与えていただいて、活用をしていきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 本田議員。

○8番（本田 光君） 過去に目を閉ざす人は、というふうな言葉があります。やはり、過去は過去で反省、そして検証しながら、どこに問題点があったか、そしてどこをどういうふうに改善すればいいのかという、そして先を目指していくということが必要じゃないかというふうに考えます。

ですから、そうしないとなかなか地方自治体というのは大変なこと。かつて鳥取県の知事だった片山さん、この方の講演を聞きました。予算修正案が再三と出てきたと。知事に傷がつきやせんか、あるいはまたマスコミ関係も騒ぎは、せんだろうかというベテラン議員がおったというふうに、でも出してくださいと、修正案をとということで、県政がよくなったという体験談を言われたことがありました。

やはり僕が言いたいのは、そうしたことを含めて謙虚な気持ちになって、そして本当に先を目指していくという、それが行政にとっては、それとまた議会はそれを監視、監督させていただくという、そういう立場が必要じゃないかということなんです。

それから、土地取得については、もう町有地になつとるわけです。ですから、何か今すぐ使えということを行っているんじゃないんです。だから、やっぱり町有地になつとる以上は何らかに使わなければならない。

ですから、ただ町民の農業に果たして何だったらいいのか、これは検討する必要があるんです。そういうことを含めて、本当に検証が必要じゃないかということを行っているわけですが、何かいま一つ町長の答弁からは歯切れが悪いなというふうに思いますし、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 再度と言われても、もうそれ以上ないんですよ。

十分お互い反省しながら、このような状態を、もうこれ以上引きずるのはやめようじゃないかということで、議会とも協議させていただいて、決着をつけて、さあ前に進もうという形になっているわけですから、本田議員さんももう前に向いていきましょう。

だから、ただ町の活性化をやる。これは確かにいい企業さん、だから町内企業は幾つかあります、上場してあるところ、それから今一番元気のいい久原本家さんもそうですけども、そういうところを引っ張ってきて税収を増やすとか、いろんな雇用を増やすという、これも一つの方法ですけども、やっぱり町自体が民間と一緒にあって、あるいは町民の人と一緒にあって事業を展開する、これも一つやらずに町の活性化というのは生まれません。

幾ら企業さんが、工場が来ても、物流が来ても、町の活性化を動かすかという、それはなかなかないんです。もちろん、企業と一緒に協力しながら、まちづくりやっていかななくてはならない面もありますし、現に久原本家さんなんかは町の事業に賛同して、いろんな事業を手伝ってくれていますけども、そういう活用も必要だし、やっぱり行政が一方的に企業を持ってくるだけでなく、そこに住民の人も、もちろん雇用もそうですけど、例えば経営にも入られるとか、こういうのを今から起こしていかないと、久山町が8,500とか1万人でこの人口減少社会に生き残っていくためには、それをやらないと、絶対ここは久山町っちゅうのは、活力を維持できないし、若い人たちも帰ってくるチャンスがないと思っていますので、観光事業については、再三議会にも御迷惑かけましたけれども、これはこれで終着したわけですから、跡地も含めて前に行くときに皆さんと一緒にやらせていただきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 本田議員。

○8番（本田 光君） 何も、後ろ向きに質問しとるわけじゃないんです。前向きな質問をしてるんです。そうした中から見て、検証をして、本当に今後に生かしていくという方向をどうたどっていくかというふうに考えます。

何か町長、もうそこらあたりは、はっきりと、きちんと検証して、どこが問題でどういうふうに改善していくかと。そして、これからどういう施策をやっていくかというぐらい言われていいんじゃないかと思うんですよ、ということで終わります。

次の③に行きますが、観光交流センター事業について、町長が昨年12月議会において執行部と議会との間に不協和音がしたことに関して真摯に受け止め、観光交流センター事業はゼロに戻すというふうに発言されました。

しかし、さきの6月議会閉会6月13日、その翌日6月14日の新聞報道によりますと、町

長は議会の反対で中止となったというふうに述べられております。

そこで、不協和音というのは、どういう意味合いかという。広辞苑では、不協和音とは同時に発せられるとき不調和で融合せず、不安定な感じを与える和音いう、単なるそういうふうに述べております。

しかし、確かに僕が先ほど、議会も町長も選挙で選ばれた人。だけど、全て白紙にされているわけじゃないというふうに言いました。そういう考えを持った場合、単なる不協和音で済ませるものかというふうに考えます。議会には賛成、反対はあります。そうしたことを含めて本当に町民の7割、8割ぐらいの町民の人たちの理解を得たかという、僕はそうじゃないというふうに考えます。再度、そこらあたりを含めて町長の考えを聞かせてください。

(町長久芳菊司君「何について言っているんですか」と呼ぶ)

○議長(木下康一君) ちよっとずれる、質問をもう少し詳しく。

○8番(本田 光君) そうしたら、観光交流センター事業についての執行部と議会との不協和音ということは12月議会で言われました。そして、真摯に受け止めて今後観光交流センター事業は、今進めてきた関係はゼロに戻すと、しかし一方では、何か議会が反対したからというふうに言われたのかどうか、その真意を問いたいというふうに思います。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 不協和音というのは、別に深い意味ではありません。

ただ、執行部が出した案件に対して議会から賛の了解を得られなかった。ただそれだけじゃなく、それが原因かもしれませんけど、原因となって議会、議員さん同士の不協和音っちゅうのは、できてたんじゃないかなという気がしますので、そういう言葉を使ったということで、特段意味はないんですけども。

新聞の報道については、これはもう新聞の記者さんの思いで書かれるから、この言葉どおりで私が言ったわけではないです。最終的には、そういう形としては、議会の予算の反対でもうそれ以上できなくなったちゅうことやけど、その前の経緯はきちっと話をしますので、単純に議会が反対したから、やめたという形では申しておりません。

○議長(木下康一君) 本田議員。

○8番(本田 光君) 民主主義という考えから僕聞いたわけです。通った場合、実際、多数決というのがあります。多数決で全てがいくということが一方ではあるけども、一方では少数意見、これも必要なことです。ですから、私が言いたいのは、そうした本当に町民の利益にかなったものかどうか、そして本当に町民の7割、8割の人たちが前向きに賛成なのかどうか、そうしたことを昨年から今年にかけても、町政懇談会やらそんなのをやって

こられた中で、そういう聞く場所は十分あったというふうに思います。

ですから、そうしたことの町民の意見に耳を傾けて、行政も議会も進めなければならないというふうに考えますが、そうしたことが今後の大きな課題につながってくるわけです。ですから、一つの地方自治体という、その行政のトップ、それから我々に課せられた議員という使命感、質、これが問われてきます。ですから、そうしたことを含めての行政のリーダー的なトップがどう反省され、検証されていこうとするのかということを経済に聞きたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 同じような形になりそうなんですけれども、何度も、住民の方とは、この件に関してはいろんな人の意見も出していただいたし、だんだん最初はお金の面があつていろいろ強い質問もあつたんですけども、私の感じとしては後半は、それはなかったように思います。なかったけど、町民の7割、8割が賛成だったのか、反対だったのか、これは、はっきりしたものは言えませんけども。

それはそれとして、やはりそういうのを踏まえて、これからできることならば、これはもう予算の決定権ちゅうのは議会にあるわけですから、これを我々が踏み込むことはできませんので、予算を我々の意図する方向に理解していただくように努力するのが我々執行部だろうと思っておりますので、その辺の反省を踏まえて、今後事業計画を進めてまいりたいと思っております。

○議長（木下康一君） 次に、9番松本世頭議員、発言を許可します。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 私は、3項目の質問をいたします。

まず1番目、藤河、黒河地区の区画整理事業について、2番目に企業誘致、産業振興の対策について、3つ目にスマートインター設置について質問をさせていただきたいと思っております。

時間もございませんので、単刀直入に質問をさせていただきます。

まず、①でございます。

地権者も了解し、県の予算もついていたのに、なぜ白紙に戻ったのかお伺いしたいと思っております。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 松本議員がお尋ねの分は、藤河地区の黒河地区の農地の土地改良区画整理のことだろうと思っております。

ここは以前、小河内川の河川改修事業に伴って改修事業に影響部分の土地区画整理、い

わゆる農地の圃場整備を行う計画でしたけども、議員がおっしゃるように地権者も了解してあれば、これは完了していたと思いますけれども、実は当時一部の地権者の方から、どうしても同意を得られずに中断しているという状況でございます。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） 2番目入ります。

さきの議会で質問していました藤河・黒河線の法線を早急に決定する考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 猪野・藤河・黒河線の法線については、1つは今、今度は山の神のほうから区画整理事業が完了しますと、黒河の突き当たりのところのレイクウッドの前の先まで、完了するという形になっておりますけれども、実はこれは、あのまま真っすぐ県道35号線のほうにつけるのが、糟屋地区で計画しています須恵・新宮線という形、その法線は一応見通しはあるんですけども、それはとてもまだまだ長い年月を要すると思いますので、町としては今のところから県道筑紫野・古賀線にどのように道路をつなぐかという、これはやはり先行すべきじゃないかなと思っています。

ただ、その法線につきましては、今の状態のままの法線というのは考えられるんですけども、実は先ほどちょっと申しました石切、原山地区、それから黒河一帯の開発計画によって法線をまた検討せざるを得ない。

特に石切、原山地区の120、30ヘクタールの広大な土地に、例えばそういう企業団地、あるいは物流あたりを持ってこようとする、やっぱり法線ちゅうのは大きく変わるんです。だから、そういう面である程度その辺の見通しをよく検討しながら、できれば早い時期に法線を決定して少なくとも道路はやりたいなど。

いずれにしても、新宮町との関係も出てくるんじゃないかなと思っていますので、今定期的に新宮町さんとはそういう協議はさせていただいています。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） 今町長が言われましたように、今の道路を整備していくと、その地域の住民に大変迷惑かかりますので、やはり法線を早く決めるべきだと私も思っております。

3番目に入ります。

法線を定めるに当たり、フランソアが以前持っていた用地が必要不可欠と思います。藤河地区、古賀・二日市線沿いの旧フランソア跡地開発はどうなっておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） フランソアがもと所有していた土地については、今現在第三者に売却されておりますので、その跡地利用については、まだ町のほうには来ていないと思います。

今、結構造成やってますので、どういう利用されるのかっていうのは、今単に山を扱っているだけの状態でございますので、町のほうにはまだ上がって来てない状況でございます。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） 今の旧フランソアの計画地域において、町長も言われましたように山を削って何か倉庫が建つ話も聞いております。地区計画決定がありますので、そう簡単にはいかないと思いますけども、また町長はさきの議会で工場団地、企業誘致についてはスキーム、スペース等の問題があるので企業誘致については厳しいと言われております。

何もしなければ、地区計画決定をまず見直す考えはないのか、この辺についてお聞かせいただきたいと思います。

（町長久芳菊司君「そのフランソアのところですか」と呼ぶ）

ええ、そうです。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） フランソアがもと買っておいた土地については、既にフランソアがそういう事業計画を持ってありましたので、町としてはそういう地区計画の決定まで進めていたところでございますので、今後新しい土地を取得された方が、どのような事業をやるかということによって地区計画の見直しを指導したいと思っています。

いずれにしても、あそこは県道沿線沿いですから、ある程度のことは認めてもいいんじゃないかなと思っています。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） それで、地区計画決定もしてますので指導していかないと私は思ってます。

それに伴いまして、先ほども申しましたように、藤河・黒河線の法線を決めるに当たって、前向きに道路の法線を打診をしておくべきだと私は思っております。ぜひ、その辺のことについてもお聞かせいただきたい。

最後ですけども、法線決定後、再度、藤河、黒河地区の区画整理等についても、地区の再開発を地権者に諮る考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 現状のそこの地域における地権者の方々の意向がどうなのかということとはまずお聞きして、そこの道路の問題もありますし、そういう形を進めてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） あの地区の農地、見てのとおり三角だとか、せまちも狭いし、非常に今後農業をするにしても大変だろうと思いますので、ぜひそういうところも含めてしっかりと地権者に、この一帯の開発も含めて指導していただきたいと思います。と思っています。

では、2番目に入ります。

企業誘致産業振興対策について、まず質問をいたします。

町長は今、上久原地区の挨拶回りで企業誘致はしないで、農業政策を優先していくと話されていると聞いております。石切、原山地区の開発は、この町にとって農業政策と同時に取り組むべきと思うが、町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 松本議員は上久原にお見えじゃなかったんでしょう。だから、どなたから聞かれたかわからないんですけど、どういう形でそういう言葉を私が出したのかは私もわかりませんが、企業誘致をしないということはまずないです。

まずやはり、企業誘致は財政基盤とかそういうものにとって、あるいは雇用確保という形で企業誘致は、もうこれも改めて計画に打ち出すまでもなく、やっていかななくてはならない。これは、もうどこの自治体もそうだろうと思っていますので。

それは、私としてはそういう発言はしたつもりはございませんし、議員がおっしゃるように企業誘致も大切だけど、一方で企業誘致は税収確保、雇用確保なんですけど、問題は久山町は農地のほうが今非常に問題になっている。本当に農業を支えてある方が、70は、まだいいとしても80過ぎた方たちが、よその土地まで管理していただいているような状況で、これがもうそれができなくなっているような状況になっていますので、企業誘致は企業誘致として進めながら、特に農業政策については、ここ数年が力を入れるべきときじゃないかなと思っています。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） 石切地区の開発は、絶対不可欠だと私は思っております。

今現在、町内、まだ石切地区に企業を進出したい話も聞いております。しかし、現在1企業のみ事業参加が進んでいると聞いております。総合的に石切、原山の開発に取り組んでいくことを、私は思っております。

また、先日の監査委員の報告にも、自主財源の確保は人口増対策、企業誘致は有効な手

段、さらなる優良企業の誘致を図るためにも施策を講じて、土地利用の計画の見直しを図りなさいと言われております。このことについて、再度町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 石切、原山地区については、過去、ゴルフ場とパラマウントと大規模な開発事業を進めてきましたけれども、残念ながらあと一歩といいますか、そこまで至らなかったんですけども。

ただ、石切、原山地区の地権者会というのは、当時のまんま残してあって、何とかそういう土地利用の活用をしてほしいというのはこれまで継続していただいていますので、私としても町としても、何かこの土地の活用については、もう一度やらなくてはならないなと思っています。

ただ、非常に広大な面積でございますし、皆さん地権者会を作って一緒にやろうという形をとっていただいていますので、一部については先行的に、部分部分についてはもうできるものからという形で、今進めている部分もありますけども、基本的には全体の土地をまとまった開発をしなくてはできないんじゃないかなと思っています。

それで、いろんな企業さんの開発の話も出てきてるんですけども、まだ確かなものがないというのが実態でございます。福岡都市圏で、しかもインターの近くで、まとまった土地があるというのは、久山町というのは非常に有力なエリアだとは言われています。ですから、そういう形で、そういう好条件を生かして、もう一度、石切、原山地区の開発を町としては進めていきたいなと思っています。

あそこに大きな開発になりますと、特に工場とか物流とか来ると、今先ほどおっしゃったような法線そのものにも大きな影響を与えるし、あそこから直接出るのも、またいろんな問題が出てくるから、高速道路との連結とか、そういう問題も出てくるんじゃないかなと思っています。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） 今、町長も申されましたように、やはりそこを、一帯開発すると大きな車も通りますので、ぜひ法線を早く決めていただきまして、そのためにもフランソアの跡地も必要不可欠になってくると思います。まず、そののを含めて、早く地権者との今後の協議に入って、その石切、原山地区の開発も目に見えるものに早くしていただきたいと思っております。

3番目に入ります。

スマートインター設置についてお伺いをいたします。

石切、原山開発に伴う企業誘致においては、今後交通アクセス等、諸問題も含めて広域的に久山町だけではなく新宮町と協議して、高速道路につなげるスマートインター設置に取り組む考えはないか、まずお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 120、30ヘクタールのエリアを持つてる石切、原山地区の大規模な開発が現実に進んでいくとすれば、業種にもよりますけども、基本的にもそれだけの団地を作るとなると、交通アクセスの関係ではどうしても、あの県道を越えてミニインターを造る必要が出てくるんじゃないかなと思っております。

いずれにしても、町単独というよりも、久山町の石切、原山、それから新宮の佐屋、立花は、新宮町さんとの共同計画のもとで進めるのが一番ベターじゃないかなと思っておりますので、そういうこともありまして、ここずっと新宮町と町長含めて、企画会議は行っています。

ただ、新宮町としても、あそこ立花、佐屋の大きなエリアがあるわけですから、今の地方創生では単独の町でやるよりも、広域でやる事業について優先的などということもありますので、そういう条件がそろえばうまくやれるんじゃないかなと思っておりますので。

久山町は石切のそういう開発、これは町で直接やるわけにはいきませんので、やっぱりやっていただく民間、資力のあるところを探すことと、新宮町さんとの計画を合わせながら、今後進めてまいりたいと思っております。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） 全くそのとおりだと思います。

どこもミニインターのインター部分ですね、やはりみやまインターでも企業と自治体とその周辺の一帯も参加して、そういう開発やっとなるわけでございますけれども。

まず、スマートインターについては古賀市にもスマートインターを設置したいという考えも、一議員の中でも話があったようなことであつた。できましたら早く石切、原山地区の開発も含めて、企業もうまく抱き込んで、リーダーシップを問われると思います。ぜひ、町長は久山町だけでこのような大きな事業はできませんので、まず近隣町の新宮町トップとしっかりと協議をしていただきまして、さきの宮内議員もそういうときは、しっかり肌を脱ぎますのでと言ってありますので、一日も早くその辺の一帯を開発に取り組んでいただければ、久山町の財源も大きく前進するんじゃないか。そして、ひいては久山中学校の給食も早く前に進められるんじゃないかと、私は思っておりますので、ここは思い切って町長のリーダーシップに期待したいと思って、私の質問を終わります。よろしく願います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そのように進めてまいります。

○議長（木下康一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時55分